

## 日本地球掘削科学コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本団体は、日本地球掘削科学コンソーシアム (Japan Drilling Earth Science Consortium; 以下「コンソーシアム」という。) と称する。

(コンソーシアムの目的)

第2条 コンソーシアムは、地球科学を総合的・計画的に推進するため、産官学の研究機関及び組織（以下「組織等」という。）並びに研究者及び技術者（以下「研究者等」という。）の自発的な集合・運営のもと、地球掘削科学の推進に係る企画を提案するとともに、各組織等及び研究者等が実施する研究等の有機的な連携及び効果的な推進を図り、もって地球掘削科学の発展に寄与することを目的とする。なお、コンソーシアムが活動する範囲は、地下から試料やデータを得る掘削という手法が地球システム研究の解明に寄与する全ての科学分野とする。

(活動)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地球掘削科学に関する科学計画の検討
- (2) 地球掘削科学の推進に資する研究基盤の検討
- (3) 前各号に掲げる事項に関する関係機関への提言
- (4) 会員等が実施する地球掘削科学に関する科学研究等の有機的な連携
- (5) 我が国が主導する統合国際深海掘削計画 (IODP) 及び我が国が参加する国際プロジェクトへの支援及び協力
- (6) 地球掘削科学に関する内外の関係機関、団体等との交流及び協力
- (7) 地球掘削科学に関する普及啓発の実施
- (8) 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 コンソーシアムは、次にあげる会員で構成する。

- (1) 正会員：第11条に定める、いずれかの部会の活動に積極的に関与・協力する研究者等の非営利組織（任意団体も含む）であり、加盟の単位は大学、研究所、研究科、学部、専攻、学科、大講座又は分野等とする。
- (2) 個人会員：第11条に定める、いずれかの部会の活動に積極的に関与し協力する意思のある研究者等とする。
- (3) 賛助会員：第11条に定める、いずれかの部会の活動に賛同し、要請に応じて協力する意思のある非営利又は営利組織（民間企業等）とする。

(入会)

第5条 コンソーシアムへの入会を希望する組織又は個人は、原則として、入会申込書を事務局に提出し、第6条に定める当該年度の会費を指定の手続きで納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員としての入会を希望する組織（参加単位）は、入会申込書に代表者名を明記しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、原則として、下記に定める会費を年度始めごとに前納するものとし、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

- (1) 正会員：年 10 万円
- (2) 個人会員：年 3 千円
- (3) 賛助会員：年 1口 10 万円とし、1口以上を申し込みの口数とする。

(退会)

第7条 退会を希望する会員は、退会届を事務局に提出しなければならない。なお、退会するにあたっては、当該年度までの会費を完納しなければならない。

(会員総会)

第8条 会員総会は、正会員をもって構成し、会長が招集する。

2 会員総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 活動計画及び収支予算
  - (2) 活動報告及び収支決算
  - (3) その他コンソーシアムの運営に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 会員総会は原則として毎年1回、定例総会を開催する。定例総会のほか、正会員の半数以上の要求又は理事会で必要が認められた場合、臨時総会を開催することができる。
- 4 会員総会の議長は、その都度、出席正会員の互選で定める。
- 5 会員総会の定足数は、委任状を含め正会員の過半数とする。但し、正会員の代表者が出席できない場合、書面により代理人を指名することができる。
- 6 会員総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 正会員組織及び賛助会員組織に所属する研究者等並びに個人会員は、会員総会に出席し、意見を述べるることができる。

(役員)

第9条 コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 理事 5名以上15名以内
  - (3) 監査役 1名
- 2 役員は、第8条に定める会員総会において、正会員組織に所属する研究者等の中から選任する。理事の定員は、理事会で決定する。
- 3 会長は、理事の推薦により選任し、総会で承認される。会長は、コンソーシアムを代表し、会務を整理・総括する。また第8条に定める会員総会及び理事会を招集する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本規約に定めるもののほか、会務の執行を決定する。
- 5 監査役は、コンソーシアムの財産の状況を監査し、理事会にて報告する。
- 6 役員任期は3年とし、再任を妨げないが3選は出来ないものとする。
- 7 会長に事故あるときは、理事会があらかじめ指名した理事がその職務を代理する。

(理事会)

第10条 理事会は、理事及び会長をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 理事会は、この規約に別に定めるもの(部会役員を選任)のほか、次の事項を議決する。
- (1) 会員総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (2) 会員総会に附議すべき事項
  - (3) その他会員総会議決を要しない活動の執行に関する事項

- 3 理事会の議長は、理事の互選により選任する。
- 4 理事会の定足数は定員の過半数とする。
- 5 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 理事会に関する必要な機能については、改めて定めるものとする。

#### (部会)

- 第11条 地球掘削科学に関する各種の研究分野の活動を円滑かつ効果的に推進するため、複数の正会員組織の集合により構成される部会を設置する。
- 2 部会の設置にあたっては、5名以上の正会員の署名により、第4項に規定する部会長の候補者名及び部会幹事の候補者名を記載した設立申請書を事務局に提出するものとする。設立申請に基づき、理事会で部会設立を審査、決定し、会員総会で承認する。
  - 3 各部会は、会員総会で決定された活動計画に基づいて活動する。
  - 4 部会に、部会長及び部会幹事を置く。部会長及び部会幹事は、各部会からの推薦に基づき理事会で選任・解任し、会員総会で承認される。
  - 5 部会の組織・運営については、部会毎に別に定める。

#### (事務局)

- 第12条 コンソーシアムの事務局を(財)地球科学技術総合推進機構(以下、「地球機構」という。)に置く。
- 2 各部会の事務局の設置は、部会ごとに定めることができる。

#### (会費の管理及び執行について)

- 第13条 会費は、地球機構内に設けられる公益会計内で区分・管理され、通信費、印刷費、補助者人件費等、コンソーシアム活動に共通する経費として使用する他、コンソーシアム理事会で調整し、総会で承認されたコンソーシアムの活動経費として使用する。
- 2 コンソーシアムの活動の執行については、理事会で指名された理事2名による決裁にて行う。

#### (規約の変更)

- 第14条 本規約の変更については、理事会にて変更案を決定し、会員総会で出席者の4分の3以上の賛成をもって承認されることにより、有効となる。

#### (細則)

- 第15条 コンソーシアムの運営に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附則

##### (施行)

- 1 この規約は、平成15年2月22日より施行する。

##### (設置について)

- 2 コンソーシアム会長は、地球機構に対して、コンソーシアムの事務運営を要請するものとする。なお、コンソーシアムの運営及びコンソーシアムと地球機構との関係等の詳細に関しては、両者の間で覚書を取り交わすものとする。
- 3 本規約のうち、地球機構に係る条項については、前項に規定する覚書の締結を以て有効とする。